平成２４年（フ）第２４６号
大阪府岸和田市池尻町261番地サンメイト杉本Ａ―103号
債務者　松川　友紀（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
大阪府岸和田市額原町303番地府営住宅１棟401号
債務者　菅本　　兆
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
兵庫県西脇市蒲江577番地　県営住宅306号
債務者　谷口　小織（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１２３号
奈良県生駒郡平群町若葉台２丁目１番６号
債務者　岡田ミヨ子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２４号
奈良県生駒郡平群町若葉台２丁目１番６号
債務者　岡田　君官
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８６号
香川県東かがわ市落合603番地１
債務者　江本　　登
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１８７号
香川県東かがわ市落合601番地
債務者　江本　広一
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７５号
香川県高松市新北町20番29号
債務者　小林　正樹
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９６号
香川県高松市国分寺町新名461番地１　サンライズ新名Ａ204号室
債務者　石谷　省吾
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９７号
香川県高松市国分寺町新名461番地１　サンライズ新名Ａ204号室
債務者　石谷　裕美（旧姓平岡）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１１３号
香川県高松市松島町３丁目29番５号
債務者　卯目　秀雄
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１７５号
沖縄県那覇市字小禄213番地　メゾンウエチ201
債務者　外間　春美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１９５号
沖縄県島尻郡久米島町字謝名堂572番地の１　サントピア久米島３―Ｇ
債務者　新垣　優子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３４号
相模原市緑区二本松３丁目27番11号　リバーバレーハイツ101
債務者　閏間　好男
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３４号
山口県周南市大字久米324番地の51県営住宅ひばりヶ丘Ｇ―103号
債務者　藤井　吉雄
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第３５号
山口県周南市大字久米324番地の51県営住宅ひばりヶ丘Ｇ―103号
債務者　藤井　順子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第５５号
山口県周南市大字栗屋1021番地　川岸アパート
債務者　善本　　修
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第５６号
香川県仲多度郡多度津町大字南鴨405番地６
債務者　山本　信男
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部